

一般事業主行動計画

すべての社員が仕事と子育てや介護を両立する事ができ、その能力を十分に
出せるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間：令和8年7月23日～令和13年7月22日までの5年間

2 内容：

目標1 小学校就学未満の子供をもつ社員や家族の介護が必要な社員が
利用可能な休暇制度（育児目的休暇・子の看護休暇・介護休暇）
の利用促進。

【目標を達成するための方策と実施期間】

令和8年6月28日～ 該当者、利用状況の把握および促進策の策定。

令和8年7月23日～ 利用促進策の実施

目標2 年次有給休暇の有効取得促進。

【目標を達成するための方策と実施期間】

令和8年6月28日～ 取得状況および年次有給休暇取得促進の策定。

令和8年7月23日～ 年次有給休暇取得促進の実行。